

森林国営保険法等の一部を改正する法律案（概要）

森林保険事業を政府から独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備、同研究所の目的、業務の範囲等の改正、森林保険特別会計の廃止等の措置を講ずる。

森林保険制度をめぐる諸課題

- 特会改革・行政改革による**政府の事業を民間等へ移管**すること等の要請
- 森林保険の市場規模が小さい一方で高リスクという**特性上、民間の主体にゆだねた場合、必ずしも実施されないおそれ**

対応策【改正の概要】

（１）森林保険事業を政府から独立行政法人へ移管（森林国営保険法及び森林総研法の改正）

森林保険事業を政府から**独立行政法人（森林総研）に移管することにより効率的・効果的な業務運営を確保。**【森林保険法第2条、第5条】【森林総研法第3条、第11条】

（２）森林保険の安定的運営の確保（森林総研法の改正）

森林所有者が引き続き安心して保険に加入することができるよう、安定的な保険運営を担保する必要があることから、**森林総研が、必要に応じ保険金支払のための長期借入金等を行うとともに、この債務を政府が保証する仕組み等を創設。**【森林総研法第15条、第16条】

（３）森林保険特別会計の廃止（特会法の改正）

森林保険について、経理を政府が行うものではなくなることから、**森林保険特別会計を廃止。**【特会法第150条～第157条】

期待される効果

- 政府が自ら森林保険を実施しなくなることによる、**行政のスリム化を実現。**
- あわせて、効率的・効果的な森林保険の業務運営により、**サービスの向上等に寄与。**

※森林保険基礎データ※

- 森林国営保険
 - ・創設：昭和12年
 - ・保険者：政府（森林保険特別会計を設置して経理）
 - ・対象とする災害：火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災
- ・総加入面積：91万ha(H24)
- ・契約件数：13万件(H24)
- ・積立金：209億円(H24)